

<自己資本の構成に関する開示事項>

平成28年5月13日
株式会社 北國銀行

パーゼルⅢ 国際統一基準 連結 【平成28年3月期】

(単位:百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	平成28年3月末	
			経過措置による 不算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目 (1)			
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	187,156	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	38,039	
2	うち、利益剰余金の額	150,502	
1c	うち、自己株式の額(△)	188	
26	うち、社外流出予定額(△)	1,197	
	うち、上記以外に該当するものの額	-	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	262	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	22,135	14,756
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	
	経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるもの の額の合計額	3,396	
	非支配株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の 額に算入されるものの額	3,396	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	212,949	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目 (2)			
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の 合計額	5,320	3,546
8	うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの の額	5,320	3,546
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 108	△ 72
12	適格引当金不足額	-	-
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
15	退職給付に係る資産の額	-	-
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	0	0
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-	-
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	-	-
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するも のに関連するものの額	-	-
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限 る。)に関連するものの額	-	-
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するも のに関連するものの額	-	-
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限 る。)に関連するものの額	-	-
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
27	その他Tier1資本不足額	-	-
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	5,211	
普通株式等Tier1資本			
29	普通株式等Tier1資本の額 (イ) - (ロ)	207,737	
その他Tier1資本に係る基礎項目 (3)			
30	31a その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	
	31b その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	-	
	32 その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	-	
	特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	-	
34-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	265	
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目 の額に含まれる額	-	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	
35	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本 調達手段の額	-	
	経過措置によりその他Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるもの額の 合計額	-	
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (ニ)	265	
その他Tier1資本に係る調整項目			
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	-	-
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	-	-
	経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるもの額の合計 額	-	
42	Tier2資本不足額	-	-
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	-	
その他Tier1資本			
44	その他Tier1資本の額 (ニ) - (ホ)	265	
Tier1資本			
45	Tier1資本の額 (ハ) + (ヘ)	208,002	

国際様式の 該当番号	項目	平成28年3月末	
			経過措置による 不 算 入 額
Tier 2 資本に係る基礎項目 (4)			
46	Tier 2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-	
	Tier 2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-	
	Tier 2 資本調達手段に係る負債の額	-	
48-49	特別目的会社等の発行するTier 2 資本調達手段の額	-	
47+49	Tier 2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	62	
47	適格旧Tier 2 資本調達手段の額のうちTier 2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	
49	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-	
	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	-	
50	一般貸倒引当金Tier 2 算入額及び適格引当金Tier 2 算入額の合計額	11,353	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier 2 算入額	11,353	
50b	うち、適格引当金Tier 2 算入額	-	
	経過措置によりTier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	12,761	
	その他の包括利益累計額に係る経過措置によりTier 2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	12,761	
51	Tier 2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	24,177	
Tier 2 資本に係る調整項目			
52	自己保有Tier 2 資本調達手段の額	-	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier 2 資本調達手段の額	-	
54	少数出資金融機関等のTier 2 資本調達手段の額	-	
55	その他金融機関等のTier 2 資本調達手段の額	-	
	経過措置によりTier 2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	-	
	調整項目に係る経過措置によりTier 2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額	-	
57	Tier 2 資本に係る調整項目の額 (リ)	-	
Tier 2 資本			
58	Tier 2 資本の額 (チ) - (リ)	(ヌ)	24,177
総自己資本			
59	総自己資本の額 (ト) + (ヌ)	(ル)	232,180
リスク・アセット (5)			
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	3,547	
	うち、調整項目に係る経過措置により、リスク・アセットの額に算入される無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	3,546	
	うち、繰延税金資産に係るものの額	-	
	うち、自己保有普通株式等に係るものの額	0	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ワ)	1,788,624	
連結自己資本比率			
61	連結普通株式等Tier 1 比率 (ハ) / (ワ)		11.61%
62	連結Tier 1 比率 (ト) / (ワ)		11.62%
63	連結総自己資本比率 (ル) / (ワ)		12.98%
調整項目に係る参考事項 (6)			
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	19,770	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	693	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	-	
Tier 2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項 (7)			
76	一般貸倒引当金の額	11,353	
77	一般貸倒引当金に係るTier 2 資本算入上限額	21,185	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-	
79	適格引当金に係るTier 2 資本算入上限額	-	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項 (8)			
82	適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額	-	
83	適格旧Tier 1 資本調達手段の額から適格旧Tier 1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-	
84	適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額	-	
85	適格旧Tier 2 資本調達手段の額から適格旧Tier 2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	-	

・上記は、平成26年金融庁告示第7号の附別別紙様式第2号に基づく開示事項です。
 ・「国際様式の該当番号」とは、パーゼル銀行監督委員会により平成24年6月に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙1における表に記載された番号を指します。